

契約結果及び契約の内容

| | |
|-----------------------------|---|
| 業 務 の 名 称 | H24 首都圏の大規模水害時における対応方策検討業務 |
| 業 務 概 要 | 平成22年4月に中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会（以下、「専門調査会」という。）」による報告のとおり、首都圏において堤防決壊によるはん濫が生じた場合、甚大な被害を受けることから、その被害の広域性や甚大性を鑑み、広域避難に係る被害軽減や、はん濫水を迅速に排水すること等が非常に重要である。 本業務は、利根川や荒川が破堤した時を想定し、大規模はん濫時において、河川管理者が現時点で確実に実施する被害軽減対策及び実施体制等について、検討を行うものである。 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 森北 佳昭 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 |
| 契 約 年 月 日 | 平成24年11月22日 |
| 契 約 業 者 名 | 財団法人 国土技術研究センター |
| 契 約 業 者 の 住 所 | 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル |
| 契 約 金 額 | ¥19,740,000円（税込み） |
| 予 定 価 格 | ¥19,782,000円（税込み） |
| 随意契約によることとした理由 | 平成22年4月に中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会（以下、「専門調査会」という。）」による報告のとおり、首都圏において堤防決壊によるはん濫が生じた場合、甚大な被害を受けることから、その被害の広域性や甚大性を鑑み、広域避難に係る被害軽減や、はん濫水を迅速に排水すること等が非常に重要である。 本業務は、利根川や荒川が破堤した時を想定し、大規模はん濫時において、河川管理者が現時点で確実に実施する被害軽減対策及び実施体制等について、検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 (財)国土技術研究センターは、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。 |
| 業 務 場 所 | 埼玉県さいたま市中央区 |
| 業 種 区 分 | 土木関係建設コンサルタント業務 |
| 履 行 期 間 (自) | 平成24年11月23日 |
| 履 行 期 間 (至) | 平成25年 2月28日 |
| 備 考 | 適用法令 会計法第29条の第3項第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 入札情報サービス (PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約経過に関する情報を閲覧可能である。 |

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。